

広島県告示第六百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年九月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年八月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

中庄土生線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市因島田熊町字岡平原四二七番一地先から尾道市因島田熊町字岡平原四二七番一地で		一五・〇〇 二五・三〇	二二・五〇 二〇・五〇	三八・〇〇	幅員減少 不用物件延長 四二・四〇メ ートル